



臨時福祉給付金(経済対策分)を支給

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金(経済対策分)が支給されます。

臨時福祉給付金(経済対策分)

支給対象者	平成28年1月1日において、美浦村に住民登録されている方(※)で、平成28年度の住民税(均等割)が課税されていない方が対象です。 ただし、(・課税されている方に扶養されている場合 ・生活保護制度の被保護者となっている場合等)は対象外です。
給付額	支給対象者1人につき1万5千円
申請期間	3月6日(月)～6月6日(火) 午前8時30分～午後5時15分まで *土・日・祝日を除きます。
申請方法	3月上旬に、支給対象と思われる方に申請書類を郵送いたします。 申請書に必要事項を記入し、提出書類と併せて申請してください。

※下記に該当する方は、扶養関係に関わらず臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象となる可能性がありますので、詳細については役場福祉介護課臨時福祉給付金担当にお問い合わせください。

- ・配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在美浦村にお住まいの方(DV被害者)
- ・児童福祉施設に入所している児童等で、現在美浦村にお住まいの方
- ・障がい者や高齢者で虐待を受け、入所等の措置が採られている方で、平成28年1月1日時点の住民登録が美浦村にある方

申請窓口・問合せ/役場福祉介護課 臨時福祉給付金担当 ☎029-885-0340 (内線111・112)

美浦村敬老会対象者(75歳以上)の皆さまへ

平成28年度美浦村敬老会の記念品として贈られた「美浦サポートクーポン券(2,000円分)」の有効期限は平成29年3月31日(金)となっています。まだ利用されていない方は、お早めにお使いください。有効期限を過ぎると利用することができなくなります。

■問合せ 役場福祉介護課 ☎029-885-0340 (内線112)

自衛官等募集案内

◎予備自衛官補(一般・技能)

受験資格	平成29年7月1日現在で 一般：18歳以上34歳未満の者 技能：18歳以上で保有する技能に応じて 53～55歳未満の者
受付	4月7日(金)まで※締切日必着
試験期日	4月14日(金)～18日(火)のうち指定する1日
試験会場	別途各人に通知します。



左記以外にも各種の募集があります。また、急遽募集内容等が変更される場合があります。詳細については、下記の事務所までお問合せください。

予備自衛官とは? 普段は社会人や学生としてそれぞれの職業に従事し、有事の際に自衛官として活動します。予備自衛官補は、所要の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用されます。

■問合せ 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所(龍ヶ崎市寺後3629-5) ☎0297-64-3351
*自衛隊茨城地方協力本部ホームページ(<http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/>)にも募集情報を掲載しています。